

フランスにおける反ジャンセニスム政策の形成

——一六五四年九月の教皇インノケンティウス十世の小勅書 *Ex litteris* をめぐって——

御園 敬介

はじめに

十七世紀中葉以降フランスでは、ジャンセニウスの遺著『アウグスティヌス』から引き出されたとされる「五命題」をめぐって激しい論争が引き起こされ、この「ジャンセニストたちの事件」⁽²⁾は、世紀末まで教会と国家を騒がせた上、その騒動は形を変えて十八世紀の社会をも揺るがすことになった。だが、少なくとも十七世紀に関しては、この「事件」を導いたのは「ジャンセニスト」ではない。事件の展開を主導したのはこの論争的蔑称を付与した敵対者であり、彼らが強引に推し進めた「反ジャンセニスム」の動向が、長期にわたる錯綜したこの事件の主軸を形作るのに応じて、「ジャンセニスト」と呼ばれた人々の抵抗も続けられた。そして、「ジャンセニスム」を断罪しようとするこの動向は、五命題が示すような純粋に神学的な議論を越えた、社会的、政治的な事件であった。⁽³⁾

フランスにおける反ジャンセニスムの動向は極めて錯綜しており、未だその全容は明らかではない。本稿にお

いて我々は、ジャンセニスムへの敵視が実際の抑圧運動として現れてきた一六五四年からの数年間に焦点を絞り、フランスにおいてジャンセニスム抑圧の具体的な動きがどのように生まれたのか、その経緯を理解しようとする。この数年間は、その後長期にわたって続けられたジャンセニスム弾圧運動の實質上の生成期であるとともに、その後の抑圧政策の方向性を決定付けた重要な時期である。

この考察の軸となる一つの文書がある。一六五四年九月に教皇インノケンティウス十世がフランス聖職者全体会議に宛てた小勅書(bre)である。小勅書と呼ばれる教皇書簡は一般に、教皇庁の発する最も正式な文書たる大勅書(bulle)と同じ権威を持つものの、扱う案件の重要度は低いとされる。実際一六五四年九月の小勅書は、その前後に出た二つの大勅書に比べれば、ジャンセニスムの歴史記述における注目度は遙かに低い。しかし以下に見るように、同小勅書は、「ジャンセニスムの事実」に関する問題を教皇が初めて裁定した文書とみなされ、ジャンセニスム弾圧政策実施の決定的引き金となった。後述する「信仰宣誓書(formulaire)」の出現も、まさにこの小勅書の公布と不可分の出来事であり、この短い文書の交付と受容の歴史は、そのまま反ジャンセニスム政策の生成の歴史であった。

考察の手順は以下の通りである。最初にこの小勅書の背景となる前史を辿り、次に同小勅書の意味を検討する。続いて、同文書がローマで交付されるまでの経緯、及びそれがフランスで受諾、公布される手続きをそれぞれ追い、最後に、この小勅書をめぐる動きから信仰宣誓書が生み出される過程を考察する。本稿は以上の手続きによって、フランスにおける反ジャンセニスム運動の具体的な発生現場に立ち返ろうとする。それは、「ジャンセニスム」の形成の模様を歴史的に確認する作業ともなるはずである。

一 前史

一六五三年五月三十一日、教皇インノケンティウス十世は、大勅書 *Cum occasione* によって、フランスの一部の司教たちから裁断を願われた五つの神学命題を断罪した。司教たちがそれら五命題をローマに送った背景には、神の恩寵と人間の自由をめぐる十六世紀以来の神学論争があり、ジャンセニウスの著書に異端を見て同書の断罪を願った彼らは、異端と思しき五命題をその著書から導き出し、それについて教皇の断罪を要請していたのである。⁽⁴⁾ 大勅書の文面ではまず、『イーペル司教コルネリウス・ジャンセニウスのアウグステイヌス』と題された本の出版を機に、彼の他の見解のうち、その五つについて、とりわけフランスで論争が起きたため」その裁断を「フランスの多数の司教たち」から請われた点が説明され、それに続いて五命題が逐次断罪されていたが、⁽⁵⁾ ここでは、五命題が異端であること(法問題)が明言された一方で、その五命題がジャンセニウスのものかどうか(事実問題)については曖昧であった。そのためフランスでは、この大勅書によってジャンセニウスが断罪されたのかどうか議論が分かれることになった。

大勅書は、フランス司教団のみならず国王への書簡をも伴っており、勅書の受諾と実施を推奨していた。フランスではすぐに受諾手続きが取られ、七月四日には大勅書の受諾を命じた国王宣言が出され、マザランは同月十一日、高位聖職者会議 (*assemblée des prélats*) を開いて大勅書の受諾を決議する。すぐに同会議の名のもと、全国の司教たちに勅書の受諾と公布を推奨する回状が送られ、また教皇には感謝の書簡が送られる。⁽⁶⁾ だが同会議は大勅書がジャンセニウスを断罪したものであるとは断言できなかったため、ジャンセニストたちは、事実問題

については沈黙しながら大勅書を受け入れることができた。

しかし一六五三年秋以降、大勅書を各司教区で受諾、公布するにあたって、サンス大司教ルイ・アンリ・ド・ゴンドランら何人かの司教たちは、司教書によって大勅書に批判的な態度を示す。彼らは一方で、大勅書が、ジャンセニウスを通じた聖アウグスティヌスの教えへの攻撃に利用されることを恐れ、他方で、同勅書が「司教の尊厳」と「フランス教会の権威」を侵すことを危惧していた。教皇はこの教書を知り、大勅書が受諾されていないことに強い不快感を示す。それに配慮する形で、そもそも大勅書の文言の曖昧さに満足していなかったフランスの反ジャンセニストたちは、断罪されたのがジャンセニウスである点を明確にして大勅書を全面的に受諾させる方針を固める。こうして一六五四年三月、マザランは再び高位聖職者会議を開催した。審議の末同月二十八日、大勅書によって教皇が「五命題を、ジャンセニウスのものとして、ジャンセニウスの意味で断罪した」ことが決定される。事実問題を初めて決したこの会議が、両陣営に大きな意味を持つていたことは疑いない。⁽⁹⁾ 決定内容は、会議に不参加の全国の高位聖職者に回状として知らされ、教皇に対しても決議報告の書簡が作成された。後者の教皇宛書簡は、トゥールーズ大司教にして反ジャンセニストの急先鋒ピエール・ド・マルカが起草を担う。この書簡への返書として聖職者全体会議宛に出されたのが、一六五四年九月二十九日付の小勅書 *Ex litteris* である。

二 一六五四年の小勅書

前述の通り、一般に小勅書の案件は比較的重要性の低いものと見なされる。だが、ローマはまだしもフランスにとっては、あるいは少なくともフランスの反ジャンセニストにとっては、この小勅書は大勅書に劣らぬ重要性

を持っていた。それはなぜか。

一六五四年三月の会議の議決は、前年の「大勅書の真の意味について下した判断」^⑩であり、マルカが起草した教皇宛書簡は、フランス教会がこうして自発的に解釈した教皇の意図を報告するものだった。だがその時点で教皇は事実問題を判定していない。そうであれば、フランス側が解釈した教皇の意図は本当に教皇のそれに合致するのか。マルカが書くように、小勅書を待ちつつ「善良なカトリック教徒が、教皇は我々がその大勅書に与えた説明について我々と同意見なのかどうか自問し始めた」^⑪のも当然であった。それを決定できるのは本来教皇だけだからである。教皇がその「説明」を承認すれば、フランス教会はそれを根拠にジャンセニスム弾圧を徹底できようが、もし教皇がそれに異を唱えれば、フランス側の決議はまさに台無しであり弾圧は行き詰まる。教皇宛書簡への返答としての小勅書は、その分岐点での方向性を決する意味を持っており、当然フランス側は、自分たちの解釈が支持されることを期待しつつその返答内容に大きな関心を寄せた。

では小勅書において教皇は何と答えたか。冒頭の言葉を引こう。「一六五三年五月三十一日に我々が『アウグスティヌス』と題された本に含まれるコルネリウス・ジャンセニウスの教理を五命題において断罪した大勅書があるゆゑの所で遵守されるよう適切な服従により全力で配慮するようにと、我々が司牧の任にある全ての者に命じたかの役割の遂行におけるあなた方の信心の熱意が、過ぎたる三月二十八日にあなた方から送られ愛すべき兄弟ロデヴ司教から我々が受け取った書簡により、よりはっきり確認されることは全く喜ばしいことである。従って、この点について同様に確立されているあなた方への我々の好情が、より大きくより明瞭な証拠によって、この結果日々より一層増加していくであろうことを、我々の手紙の非常に確実な証言によってあなた方に明らかにするのが良いと考える」^⑫。

フランス側が最も知りたかった点は最初の長い一文にある。文面に従えば、教皇は大勅書の中で、五命題においてジャンセニウスの教理を断罪したことになる。そして教皇がフランスの決議に満足を示していることは明らかである。当然反ジャンセニストたちはこの書簡に勢いづく。この返書はジャンセニウス断罪のための決定的証拠となり、後述するように、反ジャンセニスム運動の展開を促すだろう。だが注意すべきは、この文章の主題はフランス側の服従態度への満足の表明であり、事実問題は従属節で補足的に述べられているにすぎないことである。教皇はフランス教会の決議内容を承認すると断言しているわけではないのである。この点は再びジャンセニストの抵抗論点となろうが、それはさておき、こうした表現の意味を真に理解するには、この小勅書の交付までの経緯を追う必要がある。

三 ボスケの報告

小勅書の文面にあるように、高位聖職者会議の書簡を教皇に手渡したのはロデヴ司教フランソワ・ボスケである。⁽¹³⁾マザランの命を受け一六五三年末にローマに派遣された彼は、帰国までの約一年間の滞在のあいだ、ローマとフランスの間の橋渡し役として類まれな外交能力を発揮し、マザランだけでなく教皇からも厚い信頼を獲得した。ボスケが会議の書簡を教皇に手渡したのは一六五四年五月二十五日の謁見においてだが、それ以前から彼は教皇に謁見して「ジャンセニストたちの事件」について対話を重ねていた。以下、同年二月から五月にかけての重要な三回の謁見の様子をかいつまんで見てみよう。

一六五四年二月十五日、ボスケはローマ到着以来二度目の教皇への謁見を許される。その時点でフランスでは、

ゴンドランらの教書が問題視されていたものの、事実問題について決定は下されていない。ジャンセニスムが話題になると、問題の平和的解決を求めていたボスケは、フランスの全聖職者は教皇の五命題断罪に従っているが、教皇がそれによって聖アウグスティヌスを断罪したとは考えていない旨を説明した。教皇は、聖アウグスティヌスを断罪する意図は全くなかったと答え、大勅書でその聖人に言及しなかったのは、五命題と恩寵博士の關係に関する「新たな論争や分裂の扉を開けてしまう」のを恐れたからだと説明した。そして次のように続けた。「同じ理由で私は、ジャンセニウスにも決して触れずに―彼を承認したわけではないですが―以前の大勅書に忠実に留まり、△ジャンセニウスの本の出版を機に▽と述べたのです」。ボスケはそれに対し、「法的な点を決定」しつつ「物事を△事実問題▽に還元しない」教皇の賢明さと慎重さを称えた。¹⁴⁾

次にボスケが教皇に謁見を許されたのは、フランスの高位聖職者会議が事実問題を決定した後の四月二十六日である。その時点でボスケはフランス側の決定内容を知っているが、同会議からの教皇宛書簡は受け取っていない。冒頭からボスケは、「聖下の大勅書の受諾によるフランスにおけるジャンセニスムの死」という「よい知らせ」を持ってきたと話を切り出す。高位聖職者会議におけるマザランの教皇への敬意、教会における分裂回避への熱意を強調しながらボスケは次のように述べた。「全ての者がそろって五命題の断罪に同意しました。さらに彼らは、それら命題がジャンセニウスの本にあると宣言することで、聖下の望まれたことを超えもしたのでした」。教皇はそこでボスケの話を遮り、「大勅書を出した際、自分は熟慮の末、ジャンセニウスをはっきり断罪することも五命題が明白に彼の本にあると公言することも適切ではないと判断し、△本の出版を機に▽と言った」ことを述べるとともに、前回も同じことを伝えた点をボスケに指摘した。¹⁵⁾

その後フランスから教皇宛書簡を受け取ったボスケは、五月二十五日、一時間に及ぶ教皇との謁見の機会を得

る。まず三月の会議の詳細を伝えた後、彼は同会議からの手紙を渡し、なぜフランス側が事実問題を決定したかを大略次のように説いた。大勅書をフランスで受諾する際、一部の者が、大勅書が五命題を断罪したのはジャンセニウスとは別の意味においてだと主張すること、大勅書の断罪を回避しようと試み、教会内に新たな分裂を生み出した。こうした状況でフランスでは、五命題がジャンセニウスのものと明言しない限り混乱は拡大する一方だと考えられた。もちろん、パリの司教たちはそれによって教皇の判断に先んじたりその権威を侵したりする意図はなく、「聖下」が、明示された言葉によってではないものの、それでも大勅書の言葉の必然的な帰結や繋がりからして十分はつきり述べておられた点を、明確に説明すること」だけを考えていた。教皇が「ジャンセニウスという人物やその名誉にも、またそれら命題がジャンセニウスの中にあるかどうかという事実問題にも決して触れることを望まなかった」ために、大勅書では「法問題についてのみ回答する」意向であった点を既に二度伝えられたのは認めるが、「とはいえ聖下は、それら命題がジャンセニウスの中にあるとお考えであったことを、大勅書のお言葉によって十分はつきり仄めかしておられました」。この発言に対して教皇がようやく口を開き、反ジャンセニスム陣営にとって決定的な発言がなされた。「私は大勅書の中ではつきりこう述べました。へ上記五命題についてなされたこの宣言によって、コルネリウス・ジャンセニウスの同著に含まれる他の見解を決して認めるつもりはないが¹⁶⁾。つまり、ジャンセニウスの本に含まれる他の見解を承認していない以上、私たちは、断罪された命題も同書中にあると理解したということです」。ボスケはこの発言に我が意を得、合意事項をより確固たるものとするための幾つかの論証を展開した。ボスケの演説に教皇は「極めて大きな喜び」を示し、司教たちが「このように自分の大勅書を説明したことに」感謝した。ボスケは謁見の終盤、その好意的な意向を「何らかの小勅書により示して頂くよう」懇願しており、教皇は、手渡された書簡を読んでから返事を書くこと約束した。¹⁷⁾

ゴンドランへの教皇の根強い不信や高齢教皇の病もあり小勅書交付は延期されるが、十月上旬、ボスケは遂にそれを受け取りイタリアを発つ。五月の謁見報告を受けていたセギエ、マルカ、ブリエンヌらは、教皇の返書を「なるべく早く」受け取ることが「絶対に必要だと判断し」、「ジャンセニスムに関するその決定的小勅書」の到着を待つ。

三度の謁見の様子から明らかなのは、フランス側が解釈した大勅書の意図と教皇のそれとは本来ずれていたという点である。教皇は、二月と四月の謁見で明言した通り、大勅書でジャンセニウスを断罪する意向は持つておらず、事実問題には立ち入らないつもりであった。そうであれば、大勅書がジャンセニウスを断罪したとするフランス側の決定は、勇み足であったと言える。²⁰では、五月の謁見で教皇がフランスの決議に満足を示したのはなぜか。それはまさにボスケの説得の賜物であった。彼は、フランス側が教皇の真意を実質的に超えてしまったのを承知の上で、それがあくまで教皇の大勅書を受諾、執行するという熱意に発する不可避の決断であったことを力説し、同時に、大勅書の言葉自体から事実問題を決定できると主張することで、教皇が大勅書で触れずにいた点を言葉にして引き出すことに成功したのである。他方教皇は、フランスでの大勅書の受諾と執行への努力を聞き満足の意を示しており、事実問題決定という議決内容を知りつつも、敢えてそれに抗議して問題を複雑にするのは避けたかったに違いない。結局、こうして出された小勅書には、教皇の妥協的態度が見えるように思われる。長らく待たせた挙句、文面上では必ずしも積極的にフランス側の決定を承認すると断言されず、むしろフランスでの大勅書受諾を喜びそれに謝意を表する形がとられたのは、こうした経緯と無関係ではあるまい。

聖職者会議と教皇とのこうした本来的・ずれは、フランスの反ジャンセニスムの歴史を左右し得る要素であった。なぜならボスケの説得如何では、会議決定は権威を得られず、そこから派生した反ジャンセニスム政策も大きな

変更を迫られる可能性があったからである。だが実際には、小勅書に僅かに痕跡を留めるそのずれは、概ねフランス教会の決議に好意的な文面の前に掻き消され、小勅書は反ジャンセニストに大きな武器を提供した。

そうなるとボスケの果たした役割の重要性が強調されねばなるまい。彼は教皇の真意を知りつつも、それに反するフランス側の決定を教皇に伝え説得するという難しい任務を首尾よく果たしたのだから。とはいえ、ボスケが任務に忠実であったとしても、彼がフランス側の決定に賛同していたわけではなかった点には注意したい。二月の教皇との謁見の翌日、ボスケは、フランスで事実問題決定のための会議開催を強く主張していた旧友マルカに手紙を書き、教皇の真意を伝えて強硬策を戒めている。五命題を教皇とともに断罪するに留め、それ以上進んでゴンドランら高位聖職者の聖性を侵したり、ジャンセニウスに触れたりせずに、フランス教会の統一を穩健に維持すべきだといっているのである。²¹だが彼の立場はフランスで採用されず、彼は和平への確信にも拘らずフランス教会の決定に従った。

四 小勅書の受諾と翻訳

ようやく取得した小勅書を、ボスケは自ら聖職者会議に提出し説明する希望を持っていたが、脚の怪我のため叶わず、止むなく一六五四年十二月、聖職者会議総代理 (agent général du clergé) マルミエスに、マザランに渡すよう言付けてそれを郵送した。彼はそのまま自分の司教区に戻り静養するが、そこでもマザランと連絡を取りつつジャンセニスム問題の平和的解決に努力し続け、翌年四月にパリに上る。²²

マザランは小勅書を受け取るとすぐにそれを受諾し全国に実施させる手続きを取る。聖職者会議議事録に従え

ば、小勅書が開封されたのは一六五五年五月の会議だが、当時の回想録によれば、同年一月、すなわち小勅書のフランス到着直後から、マザランはパリに居た十五人の司教を集めて会議を開いていた。⁽²³⁾そこで小勅書は全員に読み上げられ、それが前年三月の高位聖職者会議の決定を承認したものである点が決議されたという。「この小勅書の読み上げは集まった司教らの激情を燃え立たせ、彼らはいわゆるジャンセニスムを完全に根絶する時が来たと考えた」⁽²⁴⁾。同会議はさらに、小勅書を国内で有効とするために、自分たちの決議を承認する国王宣言を求め、それを高等法院に登録させる方針を固めた。⁽²⁵⁾

だが、小勅書の受諾と具体的な実施を本格的に決議したのは、同年五月に再びマザランがルーヴルで開いた高位聖職者会議である。四月にパリに着いたボスケもこの会議から参加する。前年三月の決定通り、「『アウグステイヌス』と題された本に含まれるジャンセニウスの教理を大勅書によって五命題において断罪したと、聖下が明示的な言葉で宣言されたこと」を踏まえ、同会議は「小勅書に含まれる聖下の意図」をこれまでの経緯とともに知らせるために、国内の全高位聖職者に、一通の回状と大小勅書のコピー、及びそれまでの会議で作成された諸文書を、併せて郵送することを決める。⁽²⁶⁾さらに、後述するように、同会議は、国内の聖職者に大小勅書への署名を求めることも決議した。

郵送が決議された一連書類は、聖職者会議総代理の手で揃えられ印刷され、六月二日付で送られる。⁽²⁷⁾だがこの書類には一つの問題があった。小勅書の翻訳である。送られた小勅書は左右羅仏対訳で印刷されていたが、そこでは、肝心の事実問題への言及箇所である、「我々が『アウグステイヌス』と題された本に含まれるコルネリウス・ジャンセニウスの教理を五命題において断罪した (*damnavimus in quinque propositionibus Corneli Jansenii doctrinam eius libro contentam, cui titulus Augustinus*)」とラテン語文面が、「我々が『アウグステイヌ

ス』と題された本に含まれるコルネリウス・ジャンセニウスの五命題を断罪する (nous condamnons cinq propositions de Cornelius Jansenius contenues dans son livre intitulé *Augustinus*)」と仏訳されていた⁽²⁸⁾。聖職者会議にとつて、事実問題決定の根拠となり得るこの箇所が小勅書の最重要箇所であったであろうことは疑いない。確かに、小勅書で事実問題が触れられたのはこの箇所しかなく、しかも前述の通り、その箇所ですえ文章の趣旨はフランス教会による大勅書受諾への感謝と喜びの表明であつたわけで、恐らくそれは、事実問題を裁定することを必ずしも望まない教皇の意図を超えてしまった聖職者会議が、ボスケの巧みな演説の末によりやく教皇から文書として引き出した僅かな言葉にすぎなかった。しかし教皇の意図がどうであれ、「ジャンセニウスの教理を」断罪する言葉を確かに見出したフランスの反ジャンセニストたちは、その箇所を徹底的に利用し、それを、自分たちの決議への教皇の承認を示す決定的証言と見なそうとした。これに対して問題の仏訳は、こうした思惑を根底から覆す可能性を秘めていた。なぜなら、オリジナルでは大勅書が「ジャンセニウスの教理」を断罪したと述べられていたのに、この訳で断罪されるのは「ジャンセニウス」ではなく「五命題」なのであるから。そこでは、五命題の断罪とジャンセニウスの断罪とを分離したジャンセニストの論理が適用可能となる。確かに、この訳は五命題がジャンセニウスの本に含まれている点は明言しており、事実問題まで覆していない点で巧妙である。しかしたとえその点を明言したにせよ、この文面に対しては、五命題が本当にジャンセニウスの本の中にあるのか、仮にそうだとしてもその五命題はジャンセニウスが理解した正統的意味とは別の異端的意味で断罪されたのではないのかと異議を唱えることで、「ジャンセニウスの教理」を守ろうとすることが可能であつた。仏訳には他にも多くの点でオリジナルの用語の省略や簡略化が見られた。もちろんラテン語文面の変更はないが、各司教が自分の司教区で大小勅書を公示する際にはフランス語訳のみを掲げることがあつたことを思えば⁽²⁹⁾、この翻訳はやはり

見逃し得ないものであった。

聖職者会議の公式文書にいつの間にか紛れ込んだこの問題はすぐに当局の知るところとなり、新たな翻訳の作成が命じられる。その任を担ったのは、当時の熱烈な反ジャンセニストの一人、レオナルド・マランデである。彼の新訳は同年七月の印刷許可を伴い出版された。*Traduction fidèle*と題されたこの文書の冒頭で著者は事件の簡潔な説明を与えながら、六月の訳は「我々の中にいる」「あの新奇な党派を優遇する何者かによって」小勅書の効力を弱めるためになされたとして、事件の「重大さと重要性」を強調する⁽³⁰⁾。続いて彼は、新旧両訳をラテン語原文の左右に掲げ縦三項に並記して翻訳の違いを強調し、さらに「欠陥訳」における原文の捏造と省略を簡条書きで十八箇所列挙する。詳細を比較する余裕はないが、マランデ訳は確かに旧訳に比べて原文に忠実であり、肝心の箇所も、「我々が『アウグスティヌス』と題された本に含まれるコルネリウス・ジャンセニウスの教理を五命題において断罪した (Nous avons condamné dans les cinq propositions la doctrine de Corn. Jansénius, contenue dans son livre intitulé *Augustinus*)」と訳し直された。翌一六五六年の聖職者全体会議が作成した報告書は、前年六月に同じ出版社から印刷した一連文書を引き継ぎつつも、小勅書に関しては旧訳に代えてこの新訳を、訂正箇所全てそのままに採用する⁽³¹⁾。マランデの訳出作業が聖職者会議の意向と深く結び付いていたのは明らかである。

だが最初の翻訳は一体誰によってなされたのか。実を言えば、この翻訳事件に関して当時の記述はほとんどなく、この疑問にはっきり答えるのは難しい。ここでは、それがボスケである可能性が高いことを指摘するに留める。前述の通り、彼はローマから小勅書をもたらし、いわばこの文書の「権威」であり、しかも問題の訳を出した一六五五年五月の会議への参加者の一人である。彼が同会議で翻訳を担った可能性は十分考えられる。そし

て次のような事実がある。教皇の真意を聞いた彼はもともとマルカらの強硬策に反対していたこと、この五月の会議でも、幾人かの司教が提案した強硬策に反対し、その点でマザランの同意を得ていたこと、一六五四年三月の高位聖職者会議の議決内容を知った後でも彼は大勅書を、「ジャンセニウスの五命題を断罪する」ものと書いていたこと⁽³³⁾、そして何より、五月の会議の後、彼はマザランの命のもとゴンドランとローマの間に残る軋轢を早急に解決するために「穏健な方法」を模索しながら、ゴンドランが「ジャンセニウスの五命題を断罪する教皇の大勅書」を「会議の命令により最終的に送られた小勅書とともに」受け入れるであろうと確信していたこと⁽³⁴⁾。こうした点からして、ボスケが翻訳を巧妙に工夫した可能性は高いように思われる。実際、五月の会議決定に署名した一七名の中にこうした翻訳をする理由を持つ人物は他に見出されない。

いずれにせよ、事件の不透明性は認めなければならない。すぐに新訳が出たせいか、この翻訳問題は大きな波紋を広げることなく終わり、結果的には、マランデが強調した重要性にも拘らずそれは当時の無数の小さなエピソードの一つでしかなかったように思われる。だがその小さなエピソードこそ、当時の反ジャンセニストたちがこの小勅書に与えていた重要性を物語っている。僅かな言葉の訳し方の微妙な差異にまで彼らが異を唱えたのは、他でもなくこの小勅書が彼らの切り札であったからである。そして、マランデの新訳により小勅書はフランス教会が望んだ形に戻され、翌年九月の聖職者全体会議の決議で決定的役割を果たすことになる。この会議の重要な決定の一つは、大小勅書に従ってジャンセニウスを断罪する旨を記した書式である信仰宣誓書の作成とそれへの署名強制であった。

五 信仰宣誓書の出現

ジャンセニスム弾圧の現実的手段として繰り返し用いられるこの宣誓書が正式に作成されたのは一六五六年九月だが、署名問題はそこに始まったものではない。

全司教区に書式を配布し画一的に大勅書を受諾させようとする動きは一六五三年から現れていた。すなわち、大勅書 *Cum occasione* の交付後最初に開かれた同年七月の高位聖職者会議が全国に配布した「教書の書式 (*formulaire de mandement*)」である。⁽³⁵⁾ これは、会議の司教たちの言葉を使えば、「大勅書公布のために作成することになる諸々の教書において、私たちが一様であるべきだと判断した」⁽³⁶⁾ ために、各司教区で発布すべき教書の型として配布されたもので、その背景には既に勅書の受諾と実施における統一性への意識が見える。もちろん署名は問題にされていないが、信仰宣誓書も署名の「実施を容易にし、かつ全司教区で一様にするために」⁽³⁷⁾ 配布されたこと、そして宣誓書の登場と同時にこの文書が削除されたことを思えば、⁽³⁸⁾ 同文書を署名問題と無関係とは決して見なせない。

宣誓書への署名という手段が初めて示されるのは一六五四年四月である。発案者はマルカ。同年三月二十八日の高位聖職者会議で事実問題が決議された後、決議内容を記した書簡への参加者全員の署名は四月九日の会議でなされたが、その際ゴンドランらは、既に議決された内容に再び反対する。⁽³⁹⁾ 同会議の準備に多大な労力を費やして決議まで漕ぎ着けたマルカはこの態度に大きな怒りを覚え、書簡への署名以上の手段を模索する。⁽⁴⁰⁾ こうして四月十七日に彼がボスケに宛てた書簡には、はっきりと信仰宣誓書作成の原案が示されていた。⁽⁴¹⁾ この書簡は信仰宣

誓書の直接的起源として極めて重要であり、これまでも何度か言及されてきたが、同問題の歴史に必ずしも定着していないように思われる。マルカはの中で、「全ての司教、さらには大学、教会参事会、律修修道会により署名される全体的な宣誓書 (formulaire général) を作成すること」、そして「大勅書に従って、ジャンセニウスが説明した意味において五命題を断罪する旨をその宣誓書に記す」ことを主張する。マルカは他にも署名実施の要領に関して幾つも具体的提案をしているが、とりわけ、宣誓書を教皇が送る形を採ろうとしていたのは興味深い。ローマにいたボスケに敢えてこの提案を伝えたのはこの点と無関係ではあるまい。マルカは、教皇に高位聖職者会議の書簡への返答を求めるだけでなく、それ以上のことを求めようと考えたに違いない。⁽⁴³⁾

マルカの強硬案はあくまで私案であり、すぐには採用されなかった。だが、一六五四年末にボスケが受け取った小勅書により教皇の好意的な証言が確認されると、今度は正式に高位聖職者会議で署名が議論され始める。すなわち一六五五年一月及び五月の高位聖職者会議である。⁽⁴⁴⁾ 前述の通り五月の会議は、小勅書の文言を根拠に、大勅書の完全な受諾によるジャンセニスム根絶を実行に移すべく、全国の高位聖職者に宛てた回状により、大小勅書を受諾させ、かつそれに署名させるよう促した。同回状によれば、署名は「全ての教会参事会、免属の有無を問わず全ての在俗、律修修道会、司祭、大学長に対して、また同様に、あなた方の司教区において教会禄を得ている、あるいはこれから得るであろう人に対して、そして一般的には、資格や身分が何であれ、あなた方の指導下の全ての人に対して」求められた。⁽⁴⁵⁾ だが、こうして署名が実際に全土に推奨されたとはいえず、議事録の記述に従う限り、署名すべき定型文書は送られず、署名手続きは各司教に一任されたようである。⁽⁴⁶⁾ それでも、ここに上記マルカの提案が生かされていることは明らかである。

小勅書は本来、聖職者全体会議宛てに送られていた。開催の遅れていた同会議は一六五六年九月になって、小

勅書の正式な受諾による大勅書実施を決定し、先立つ諸会議の決議を改めて承認した。当然署名問題も承認され、そこで遂に、署名の「一様な」実施の徹底のため、「コルネリウス・ジャンセニウスの五命題の教理を断罪する我らが聖父教皇インノケンティウス十世の大勅書を受諾しそれに署名するための書式 (formule)」が正式に作成される。⁽⁴⁷⁾それはマルカが考えたようにローマから発する文書ではなく、聖職者会議が発する文書として、全国に発送された。これが最初の信仰宣誓書であり、以後、聖俗両権からのこの文書への署名強制とそれへの抵抗を軸に、ジャンセニスム問題は展開する。

おわりに

インノケンティウス十世の一六五四年九月二十九日付小勅書 *Ex litteris* は、大勅書のような華々しい宣言ではなく、数行の短いテキストにすぎない。それが実際にフランスで活用されたのは二年にも満たない短い間である。というのも同教皇の後を継いだ教皇アレクサンデル七世が一六五六年十月に大勅書 *Ad sacram* を発布して前任教皇の立場を確認すると、この小勅書は、現任教皇の大勅書の陰に隠れその役割を終えるからである。しかもジャンセニストたちは、小勅書によって教皇が「大きな喜び」を表したのは聖職者会議の決定事項に対してではなく、大勅書実施によるフランス教会のローマへの服従態度に対してであったと考えることで、大勅書の解釈であるはずの小勅書に再び解釈の問題を提起した。⁽⁴⁸⁾つまりわずか数年の間でさえ、この小勅書は必ずしも決定的文書と認められてはいなかった。「ジャンセニスム」の歴史においてこの文書が注目を浴びないのは当然であった。

しかしこの小勅書は、少なくとも反ジャンセニストの高位聖職者としては、「この誤った教理が出現して以来な

された全てのことを最終的に完成させる」重要書簡であった。⁽⁴⁹⁾つまり、小勅書はジャンセニスム弾圧の根拠として決定的では仮になかったとしても、その弾圧の実現にとつては決定的な文書であった。彼らは小勅書の文言に力を得、「ジャンセニスム」を断罪したものとして大勅書を執行するための手続きを徹底すること、すなわち、小勅書待つ間にマルカが発案した署名強制を決議することに、もはや躊躇しなかった。その意味では、たとえすぐに新教皇の大勅書の前に権威を失ってしまうにせよ、この小勅書は、フランスにおける反ジャンセニスム政策の具体的発動を促した文書として注目すべきものである。本稿で見えてきたように、小勅書の取得、受諾、翻訳、公布の過程は、反ジャンセニスム政策の生成の過程であった。だが、そもそも教皇の真意は事実問題に介入しないことであつた点を忘れないようにしよう。ボスケの交渉のお陰で、聖職者会議は自らの決議に極めて好都合な返事を受け取り、それを利用することができたのだつた。フランス教会の諸決定は、教皇に先んじながらも、巧妙に教皇の権威に基づいていたのである。

以上、小勅書 *Ex litteris* をめぐる一連の動向を通して、フランスにおけるジャンセニスム抑圧政策の形成過程を考察した。その一方で、こうした強引な政策の理由については本稿では十分に考察できなかった。聖職者会議を取り仕切ったマザランが執拗にジャンセニスム断罪を追及した理由は単純ではなく、国内事情と対外的理由との双方の観点から考察される問題であるように思われる。⁽⁵⁰⁾ いずれにせよ、こうした反ジャンセニスム政策の形成過程が、「ジャンセニスム」という事象の確立へと向かう大きな流れの一部であつたことは注意しておいてよい。周知の通り、「ジャンセニスト」なる呼称を実体を欠いた蔑称として拒絶したポール・ロワイヤルの一団にとつて、「ジャンセニスム」なる異端は存在しないものだった。だが、王権と教会による執拗な「ジャンセニスム」追及の過程で、アルノーらが空虚な名称と見なした「ジャンセニスム」は徐々に実体を与えられていく。本稿で見た

反ジャンセニスム政策の形成過程は、排斥すべき異端として「ジャンセニスム」の存在を社会的に確定することとした作業の最初のものであったのであり、その意味で、この数年間の出来事は、本来的に主体を欠いていた「ジャンセニスム」が「反ジャンセニスム」により形成されてゆく様相の初期経過を生々しく伝えるものであったと言える。「ジャンセニスム」は所与のものではなく、歴史のなかで形作られた。今日、党派的文脈の外部からその語を用い検討する意味があるとすれば、それは、その名称が実体を伴うものとして確立されていく政治的過程を時代に即して理解するという姿勢においてであるように思われる。

注

(1) このオランダ人神学者の日本語表記は、オランダ名「ヤンセン」、ラテン名「ヤンセニウス」、フランス名「ジャンセニウス」の間で必ずしも統一されていない。本稿でフランス名を用いるのは、それによって「ジャンセニスム」という比較的定着している語との繋がりを明確に保ち得る点、及び、日本におけるポール・ロワイヤルあるいはジャンセニスム研究の大半が「ジャンセニウス」の表記を採用してきた点を考慮したためである。

(2) Lettre de Bosquet à Marca, 1654/6/30, Archives du Ministère des Affaires Étrangères, *Correspondance politique, fonds Rome* (ボト A.E.R.), supplément 5, f° 326 r°. Lettre de Bosquet à Mazarin, 1654/7/6, A.E.R., 125, f° 268 r°.

(3) 論争用語であり指示対象が必ずしも明確ではない「ジャンセニスム」、「ジャンセニスト」なる語は、括弧付きで用いるべき言葉ではあるが、本稿では大半においてそれらを字義通りの一般的な意味でのみ用いるため、必要と思われない限り括弧は付けず、定義の問題にも立ち入らない。また、五命題の内容も本稿とは直接関係しないため、掲

げない。

- (4) 五命題断罪の詳細は以下を参照。国府田武「F.アリエと△五命題▽の告発」『ノートルダム清心女子大学紀要』十九号、一九八四年。同「ジャンセニウスの△五命題▽の断罪―勅書“Cum occasione”―」同二十号、一九八五年。ローマでの五命題断罪の経緯を極めて実証的に論じたこれらの研究は、しかし一六五三年の大勅書以後の問題は扱っていない。

- (5) *Cum occasione*, dans *Constitution de N.S.P. le pape Innocent X par laquelle sont déclarées et définies cinq propositions en matière de foi*, Paris, A. Vitré, 1655, pp.5-13. 大勅書を含むこの文書集(以下 *Constitution*)はこれまで注目されなかったように思われるが、それは後述の通り、一六五五年五月の高位聖職者会議によって印刷されたジャンセニスム問題に関する最初の史料集であり、一六五三年から当時までの同問題に関する公式文書を十五点収める。大勅書を含めローマ―フランス間文書は羅仏対訳。この史料集に含まれる諸文書は、一点を除き(この例外は後に触れる)、一六五六年の聖職者全体会議が印刷した次の文書に、僅かに仏訳部分が変更されつつ再録された。*Relation des délibérations du clergé de France, sur la constitution, et sur le bref de N.S.P. le pape Innocent X par laquelle sont déclarées et définies cinq propositions en matière de foi*, Paris, A. Vitré, 1656. この文書(以下 *Relation*)には、一六五五年六月以降の公式文書が追加された他、一六五三年から一六五六年九月までの会議の審議内容が新たに載せられた。その後の縮約版(1659)、増補諸版(1661, 1677, 1716)―五十年代に関して新しい情報はない―の元になったこの文書は、次の聖職者会議議事録集の付属史料に収録された。[A. Duranthon], *Collection des procès-verbaux des assemblées générales du clergé de France*, Paris, G. Desprez, t.4, 1770, « pièces justificatives », pp.29-68. この議事録集(以下 *Collection*)の本文 pp.188-200.には、一六五六年二月から翌年三月

までのジャンセニスム問題に関する聖職者全体会議の議事内容が集められ、一六五六年に關しても、*Relation* で印刷されなかった内容が含まれる。また一六五五年十月から一六五七年五月までの聖職者全体会議の議事録のオリジナルは Archives nationales, G8* 653にあるが（印刷版に入らなかった記述が若干ある）、一六五五年九月以前の高位聖職者会議の議事内容のマニュスクリプトはない。

(6) こうした事情に關しては、*Relation*, pp.5-10.

(7) [L.-H. de Gondrin], *Lettre pastorale de monseigneur l'archevêque de Sens, pour la publication de la constitution*, Sens, L. Prussuot, 1653/9/23, pp.10-12. 他にコメンジウ司教も同様の立場を採る。

(8) *Relation*, pp.19-20.

(9) この會議の内容と背景は次の論考で検討されている。塩川徹也「引用句の運命―未完の『プロヴァンシアル』書簡の一句をめぐって」『パスカル考』、岩波書店、二〇〇三年。主として *Relation* に依拠した同論考では、小勅書や *Constitution* に關しては問題にされていないが、會議の開催理由についてなされた指摘は極めて示唆に富んでいる。

(10) *Collection*, p.195.

(11) Lettre de Marca à Bosquet, 1654/8/7, Bibliothèque nationale, *Baluze* (即ち B.N.B.), 121, f° 31 r°.

(12) *Ex litteris*, dans *Relation*, pp.71-72. 傍点筆者。小勅書のオリジナルは Archives nationales, G8 119にある。

(13) ポスケについては、やや見方が偏っているが、以下の伝記が詳しい。L'abbé Henry, *François Bosquet, intendant de Guyenne et de Languedoc, évêque de Lodève et de Montbellier*, E. Thorin, 1889. この研究は国立図書館蔵ボスケーマルカ往復書簡を多く収録し貴重だが、解説、転写、日付及び出典指示の点で正確さを欠いており、そのまま引くのは危険を伴う。

- (14) Lettre de Bosquet à Mazarin, 1654/2/23, dans P. Jansen, *Le cardinal Mazarin et le mouvement janséniste français 1653-1659*, Vrin, 1967, pp.71-72. 引用中の〈 〉内はラテン語（以下同様）。外務省古文書館の史料を駆使したジャンセンの研究書は、ボスケの報告はかジャンセニスム関係の政府内文書を多数収録しており重要である。
- (15) Lettre de Bosquet à Mazarin, 1654/4/26, dans P. Jansen, *op.cit.*, appendice IX, pp.226-229.
- (16) 確かに大勅書の最後にはほぼ同様の表現がある。 *Cum occasione*, dans *Constitution*, p.12. *Relation*, p.43.
- (17) Lettre de Bosquet à Mazarin, 1654/5/25, dans P. Jansen, *op.cit.*, pp.89-92. 教皇の発言をイタリア語。謁見の模様は *Collection*, pp.190-191. ぶみ詳述をなしている。 べりべち教皇発言は仏訳。
- (18) Lettre de Marca à Bosquet, 1654/8/7, B.N.B., 121, f° 31 r°, citée par Henry, *op.cit.*, pp.400-401. 別国司教たちの共通意見として書かれたものである。
- (19) Lettre de Séguier à Bosquet, 1654/11/19, citée par P. Jansen, *op.cit.*, p.96. べりヤンセンのとして、Lettres de Brienne à Bosquet, 1654/9/28 et 1654/10/8, A.E.R., supplément 5, f° 366 r° et f° 373 r°.
- (20) 皮肉じゅうコンムロンたちの点じ教皇の意に合っている。 [L.-H. de Gondrin], *op.cit.*, p.10.
- (21) Lettre de Bosquet à Marca, 1654/2/16, B.N.B., 121, ff. 78 r°-79 r°, citée par Henry, *op.cit.*, pp.372-374. ぶみ参照。 Lettre de Bosquet à Marca, 1654/3/9, B.N.B., 121, f° 84 r°-v°, citée dans *ibid.*, p.383.
- (22) P. Jansen, *op.cit.*, p.96. L'abbé Henry, *op.cit.*, pp.403-404, 455-461, 478 sq.
- (23) G. Hermant, *Mémoires*, éd. A. Gazier, Plon, t.2, 1905, pp.616-618. L'abbé de Beaubrun, *Mémoires*, éd. J. Gres-Gayer, Klincksieck, 1997, pp.55-56. 両者ぶり月ぶ五月の会議について別々に記しており、彼らの記述を疑ふ理由はない。 Cf. [G. Gerberon], *Histoire générale du jansénisme*, Amsterdam, t.2, 1700, p.248 sq.

- (24) G. Hernant, *op.cit.*, t.2, p.617.
- (25) 国王宣言は五月十七日付で出るが（文面は *Constitution*, pp.58-59. *Relation*, pp.73-74.）¹ 高等法院の反対で登録されなかった。Cf. Saint-Gilles, *Le journal*, éd. E. Jovy, Vrin, 1936, pp.3-5.
- (26) *Relation*, pp.21-22.
- (27) 上の二連書類が *Constitution*。注(5)参照。
- (28) *Ex litteris*, dans *Constitution*, p.55.
- (29) 例えば一六五五年五月の会議後に出されたモーヤレンヌの教書では、大小勅書はフランス語訳だけで公示された。
[D. Séguier], *Mandement de monseigneur l'évêque de Meaux, pour la publication de la constitution*, Paris, 1655/9/2. [H. de La Mothe-Houdancourt], *Mandement de monseigneur l'évêque de Rennes, pour la publication de la constitution*, Rennes, J. Durand, 1655/9/26.
- (30) L. de Marandé, *Traduction fidèle du dernier décret d'Innocent X portant condamnation de la doctrine de Jansénius, et des livres faits pour sa défense*, Paris, S. et G. Cramoisy, 1655, pp.3-4. 上の著者に關して次の拙論を媒介した。K. Misono, « Léonard de Marandé, polémiste antijanséniste », dans *Courrier du Centre international Blaise Pascal*, 26, 2004, pp.7-23.
- (31) *Relation* 中の *Constitution* の小勅書公訳は放棄、レランティ訳を収録した。 *Relation*, pp.71-73.
- (32) G. Hernant, *op.cit.*, t.2, pp.663-664. A. Arnould, *Œuvres*, Paris-Lausanne, t. 19, 1778, « préface », p.xxxv.
- (33) Lettre de Bosquet à Brienne, 1654/6/8, A.E.R., supplément 5, f° 318 r°. 傍点筆者。
- (34) Lettre de Bosquet à Mazarin, 1655/7/20, A.E.R., 128, ff. 80 r°-81 r°. 傍点筆者。同書簡の不完全なコピーは B.

N.B., 122, ff. 116 r°-117 v°, citée par Henry, *op.cit.*, pp.488-491.

(35) Formulaire de mandement, dans *Constitution*, pp.32-35.

(36) Lettre circulaire, 1653/7/15, dans *Constitution*, p.29. *Relation*, p.55.

(37) Lettre circulaire, 1656/9/1, dans *Relation*, p.98.

(38) 宣誓書初版を載せた *Relation* に *Constitution* の諸文書が再録された際、この「教書の書式」だけが再録されなかった。注(5)参照。

(39) Mémoire de Marca envoyé à Mazarin, 1654/4/9, dans P. Jansen, *op.cit.*, appendice VII, pp.222-223.

(40) Lettre de Marca à Bosquet, 1654/4/10, B.N.B., 121, f° 15 r°-v°, citée par Henry, *op.cit.*, pp.391-392.

(41) Lettre de Marca à Bosquet, 1654/4/17, B.N.B., 121, ff. 19 r°-20 r°, citée dans *ibid.*, pp.392-395.

(42) アンリが公表したベルカの記述は以下に転載された。V. Dubarat, « Notice biographique de Pierre de Marca », dans *Histoire de Béarn*, Pau, t.1, 1894, pp.clxxxiv-clxxxv. K. Kawamata, « L'itinéraire de Bosquet évêque de Lodève », dans *The journal of social sciences and humanities (Jinbun Gakuhō)*, 75, 1970, Tokyo Metropolitan University, pp.46-48.

(43) 一六六五年の信仰宣誓書はマルカの当初の案通り、教皇が発する文書となる。

(44) ボーブラン (*op.cit.*, pp.55-56.) とシエルブロン (*op.cit.*, t.2, pp.248-249.) によれば既に一月の会議で署名の「書式」が話題になっていたという。可能性は高いが議事録に記述はない。

(45) Lettre circulaire, 1655/5/10, dans *Constitution*, p.62. *Relation*, p.76.

(46) ボーブラン (*op.cit.*, p.58.) とシエルブロン (*op.cit.*, t.2, pp.251-252.) は「五月の会議の結果、回状とともに署

名用書式を送ることが決議されたとしてその文面も伝えているが真偽は不明。少なくとも会議議事録にその記述はなく、実際に送られた形跡もない。

- (47) 書式の文面は *Relation*, p.99. これ以後の署名問題については以下を参照。塩川徹也「ジャンセニスムと政治―信仰宣誓書の署名問題をめぐって―」前掲書所収。

- (48) 小勅書への反対については以下。G. Hermant, *op.cit.*, t.2, pp.618-620. L'abbé de Beaubrun, *op.cit.*, pp.49-50, 56. [G. Gerberon], *op.cit.*, t.2, pp.249-250. A. Arnauld, *op.cit.*, t.19, « préface », pp.xxxiv-xxxv. B. Pascal, *Les Provinciales*, éd. L. Cognet et G. Ferreyrolles, Bordas, 1992, p.348.

- (49) *Lettre circulaire*, 1655/5/10, dans *Constitution*, p.60. *Relation*, p.74.

- (50) 国内問題としては、まずジャンセニスムの政治的危険性を考える必要がある。当時からポール・ロワイヤルとフロンドの乱の関係が噂され、とりわけ、枢機卿と彼を支持したバリ司祭たちによる「聖職者のフロンド (*Fronde ecclésiastique*)」へのジャンセニストの関与という疑念は、マザランを強硬な反ジャンセニスム政策へ駆り立てた大きな要因であると思われる。同時に、ジャンセニスムの根絶は、その普及が一般信徒に及ぼす道德的影響を考慮したものであった可能性もある。こうした政治的、社会的危険性については、マランデの *Inconvénients d'Elat procédant du jansénisme* (Cramoisy, 1654) が大きな示唆を与えてくれる。さらに、ローマとの対外関係をも併せて考える必要がある。リシュリユーのプロテスタント支援政策以来、フランスとローマの関係は良好ではなかった。一部の高位聖職者の教書への教皇の不快感を取り除くために、マザランは大勅書の忠実な実施を考えたであろう。また、本稿で引用した研究でジャンセンも、マザランのジャンセニスム迫害を、対ローマ外交の観点から捉えており、未だ検証が進められてはいないものの彼女の見解は無視し得ない。この問題で重要な位置を占めるに違いない

レ枢機卿の動向に関しては当面、以下を参照。F. R. de Chantelauze, *Le Cardinal de Retz et les Jansénistes*, Paris, 1867 (reproduit dans Sainte-Beuve, *Port-Royal*, éd. M. Leroy, Gallimard, t.3, 1955, appendice, pp.679-755.). R. M. Golden, *The Godly Rebellion. Parisian Curés and the Religious Fronde*, University of North Carolina, 1981. L'article « Gondi » dans *Dictionnaire de Port-Royal*, éd. J. Lesaulnier et A. McKenna, Champion, 2004.

〔二〇〇七年一月二十七日の審査を経て、同年五月十六日掲載決定〕

（平成十八年度日本学術振興会特別研究員、一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）